見学者記入用紙（海軍記念館）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代表者 | 氏名（ふりがな） | 年齢 | 見学者人数 |
|  |  | 名　 |
|  |
| 電話番号 |  |
| 住　　所 |  | 都・道府・県 |  | 市・区町・村 |
| 同伴者 | 氏名（ふりがな） | 年齢 | 住　所（都道府県まで） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 記念館の見学は、何で知りましたか。（□にレを記入してください。）□自衛隊ホームページ　　□自衛隊ツイッター　□自衛隊関係者□舞鶴市等ホームページ　□情報誌　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

 ※同伴者多数の場合は添付の参加者名簿にご記入ください。

【上記枠内の必要事項を記入し、受付の際、係の者にお渡しください】

１　会場内での、**食事及び喫煙は禁止**とさせていただきます。

２　会場内は、介助犬等を除きペットの同伴はできません。（ペットケージ等不可）

３　転倒防止のため、サンダル、ハイヒール等でのご来場はご遠慮ください。

４　入場に際し､マスク着用、検温及び手指消毒にご協力ください。

* ３７．５℃以上の場合入場をお断りさせていただくことがあります。

５　新型コロナ感染防止対策の観点から、以下の症状のいずれかに該当する方、または体調がすぐ

れない方の御入場はご遠慮ください。

・　次のうち２つ以上該当している

□咽頭痛、　□全身の倦怠感、　□頭痛、　□１日３回以上の下痢、

□咳が１日以上持続している、　□１日３回以上の嘔気または嘔吐、

　□明白な原因のない関節痛又は筋肉痛

６　京都府の新型コロナウイルス感染症対策関連措置等に従い、当日入場制限を行う場合がありま

す。

７　天候不良及び新型コロナウイルス感染拡大などの情勢により見学を中止する場合があります

のでご了承ださい。

※**ご記入いただいた個人情報は、運営管理にのみ利用させていただきます。**

禁止事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 項　目 | 細　　目 |
| 会場内禁止行為 | 危険行為等 | 場所の占拠、奇声を上げる、通行の妨げ、通行の支障、人の危険や迷惑となる行為をすること。 |
| 立入禁止場所に立ち入ること。 |
| 破壊行為等 | 施設、備品及び展示物等を損壊・汚損すること。 |
| 指定された場所以外に、紙くず、空容器その他の廃棄物又は汚物を捨てること。 |
| 植物、昆虫等を許可なく採取・損傷すること及び会場内で釣りをすること。 |
| 使用・配布等の禁止 | ポスター、ビラ、チラシ等を掲示し、又は配布すること。 |
| 許可された者以外の、営業行為、物品等の陳列（記念品等の配布を含む。）及び商業目的の撮影、録音をすること。 |
| その他禁止行為 | 喫煙、その他火災予防上危険な行為をすること。 |
| 寄付の募集や署名運動、及び調査（サンプリング、アンケート等）やその回答を求めること。 |
| 集団示威活動、集会又は演説等により人を集い立ち止まらせる行為をすること。 |
| 無人飛行機（無線操縦式、事前プログラム式等）を飛行させること。 |
| 全各号に定めるもののほか、会場内の秩序及び平穏を乱す行為をすること。 |
| 会場内持込禁止物 | 危険物等 | 銃砲類、刀剣類、麻薬類、危険ドラッグ等違法薬物その他法令で所持が禁止されている物 |
| 火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等のおそがある物 |
| 無人飛行機（無線操縦式、事前プログラム式等）、その他これに類する飛行能力を有する機械類 |
| 催涙スプレー、その他人の身体に害を及ぼし、又は人に不快感を与える原因となり得る物 |
| カッターナイフ、果物ナイフ、はさみ、のみ、千枚通し等の刃物類 |
| ゴルフクラブ、バット、ラケット、木刀、棍棒、鉄パイプ、工具等凶器となり得る物 |
| モデルガン、模造刀等銃刀類や凶器と錯誤するおそれのある物 |
| その他禁止物 | アルコール類 |
| アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器（携帯電話、タブレット端末、ラジオ等を除く。） |
| 拡声器、メガホン、その他騒音を発するおそれのあるものやプラカード、のぼり、横断幕及びこれらに類する物 |
| ローラーシューズ、インラインスケート、スケートボード等、その他他人の通行に支障を及ぼすおそれのある物 |
| その他会場の秩序及び安全対策上不適当と認められる物 |

参加者名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏名（ふりがな） | 年齢 | 住　所（都道府県まで） |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| １０ |  |  |  |
| １１ |  |  |  |
| １２ |  |  |  |
| １３ |  |  |  |
| １４ |  |  |  |
| １５ |  |  |  |
| １６ |  |  |  |
| １７ |  |  |  |
| １８ |  |  |  |
| １９ |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |